

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月21日
【会社名】	日本郵政株式会社
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 増田 寛也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3477-0111 (日本郵政グループ代表番号)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中畑 育子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3477-0123
【事務連絡者氏名】	総務部長 中畑 育子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月17日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更後定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更後定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を定めるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、増田寛也、池田憲人、衣川和秀、千田哲也、石原邦夫、チャールズ・デイトマース・レイク二世、広野道子、岡本毅、肥塚見春、秋山咲恵、貝阿彌誠、佐竹彰及び諏訪貴子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	行使された 総議決権数 (個)	賛成率 ( / )	決議結果
第1号議案	28,917,900	79,779	102,531	29,107,072	99.35%	可決
第2号議案						
増田 寛也	27,688,597	1,352,236	102,864	29,150,559	94.98%	可決
池田 憲人	28,227,688	813,154	102,864	29,150,568	96.83%	可決
衣川 和秀	28,751,957	288,885	102,864	29,150,568	98.63%	可決
千田 哲也	28,874,426	166,416	102,864	29,150,568	99.05%	可決
石原 邦夫	28,133,672	907,167	102,864	29,150,565	96.51%	可決
チャールズ・デイト マース・レイク二世	28,283,280	757,562	102,864	29,150,568	97.02%	可決
広野 道子	28,287,979	752,863	102,864	29,150,568	97.04%	可決
岡本 毅	28,213,632	827,209	102,864	29,150,567	96.78%	可決
肥塚 見春	28,287,926	752,916	102,864	29,150,568	97.04%	可決
秋山 咲恵	28,216,724	824,116	102,864	29,150,566	96.79%	可決
貝阿彌 誠	28,919,536	121,306	102,864	29,150,568	99.20%	可決
佐竹 彰	28,921,362	119,480	102,864	29,150,568	99.21%	可決
諏訪 貴子	28,926,113	114,729	102,864	29,150,568	99.23%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上